



2025年8月27日

各位

会社名 AIメカテック株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 阿部 猪佐雄
(コード番号: 6227 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画部長 米田達也
(TEL 0297-62-9122)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年8月27日開催の取締役会において、2025年9月26日開催予定の第9期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる柔軟な経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として新たに取締役会長を定めることができる旨など次に定める事項について変更を行うものです。

2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第13条(条文省略)	第1条～第13条(現行のとおり)
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序による。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集し、議長となる。</u>
第15条～第20条(条文省略)	第15条～第20条(現行のとおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって <u>代表取締役を選定する</u> 。 ② 取締役会は、その決議によって <u>代表取締役社長1名</u> 、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって <u>代表取締役を1名以上選定する</u> 。 ② 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長、取締役社長各1名</u> 、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役にこれを招集し、議長となる</u> 。 ② <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる</u> 。

第23条～第44条（条文省略）	第23条～第44条（現行のとおり）
<p>附則</p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>1. 施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p><削除></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年9月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年9月26日（予定）

以 上